

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付 7 - 1 0

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を早急に求める陳情

受付年月日 令和 7 年 3 月 1 1 日

陳 情 者	提出者	1 名
	署名者	8 0 名
	計	8 1 名

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を早急に求める陳情

2025年9月11日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者

【陳情趣旨】

千代田区議会自民党議員(当時)と元部長が、官製談合防止法違反の有罪判決を受けて半年が過ぎました。

区の公共工事において、公正性・透明性・競争性が求められる入札をゆがめることを再び起こさないための再発防止策が必要です。

そのひとつが、政治倫理条例です。全国では、691市区町村が、議員に関する政治倫理条例を制定しています(2024.10.29現在・地方自治研究機構による)。

区議会では、2011年に「(仮称)千代田区議会議員政治倫理条例に関する決議」が議決され、繰り返し議論されてきたと聞いております。しかし、いまだに制定されていません。

こうした条例が制定されていたら、今回のような議員の不当要求は避けられたのではないのでしょうか。

現在、区議会においては「契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会」が設置されており、活発な論議を期待するところです。

区議会議員の政治倫理条例を制定できるのは区議会だけです。先延ばしにせず、早急な実現を求めます。

《 政治倫理条例とは 》

「工業製品にJISマークがあるように条例は議員の質を保証するためにある。政治倫理条例は住民が議員らをチェックするためにある。…そもそも議員は自分たちを縛る条例をつくりたがらない。条例をつくったり、厳格化したりするには住民が機運をつくる必要がある」

(故・斎藤文雄九州大名誉教授)2019.2.12長崎新聞

【陳情項目】 区議会議員政治倫理条例を早急に制定すること



氏名	住所
[Redacted]	